

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業包括支援業務委託 基本協定書（案）

吉川市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、「吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業包括支援業務委託（以下「本業務」という。）について、基本協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（総則）

第1条 本協定は、本業務の実施に当たり基本となる事項を定めるものとする。

2 発注者及び受注者は、本協定に基づき、相互に連携協力して本業務を円滑かつ迅速に実施するものとする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、特段の定めがない限り、本業務に係る発注者と受注者との間で締結する全ての約定に適用する。

（適用期間）

第3条 本協定の適用期間は、本協定の締結の日から平成34年3月31日までとする。

（本業務の内容）

第4条 本業務の内容は、別表1に定めるとおりとする。

2 本業務を円滑に実施するために必要と判断される場合は、発注者及び受注者の協議により、前項に定める本業務の内容について追加、削除又は変更ができるものとする。

3 発注者及び受注者は、前項の規定により本業務の内容について追加、削除又は変更がされたときは、追加、削除又は変更がされた事項及びその内容を記載した書面2通を作成し、発注者及び受注者の記名押印の上、各1通を保有するものとする。

（委託契約）

第5条 発注者及び受注者は、前条第1項に定める本業務の内容（同条第2項の規定により追加、削除若しくは変更がされたものを含む。）のうち、各年度において行うべき事

項（以下「業務実施計画」という。）を協議により当該年度の9月末日までに定め、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業包括支援業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、前条第2項の規定により本業務の内容について追加、削除又は変更がされた場合において、必要があると認められるときは、委託契約を変更しなければならない。

（委託契約の総額の上限）

第6条 各年度の委託契約の総額（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）の上限は、1,400,000,000円とする。

（契約金額）

第7条 各年度の委託契約の金額は、各年度の業務実施計画に定める別表第1業務内容の欄に掲げる項目ごとに必要な数量、発注者の算出した原価及び平成29年〇月〇日に実施した吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業包括支援業務公募型プロポーザルにおいて受注者が発注者に提出した別表1区分の欄に掲げる業務ごとの見積額を当該見積額の提出前に発注者が算出した当該業務ごとの設計額で除して得た率（次項及び第3項において「契約率」という。）を乗じて得た金額とする。

- 2 契約率は、次の各号に定める区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 測量関連業務 〇〇.〇〇%
- (2) 事業計画・換地関連業務 〇〇.〇〇%
- (3) 移転補償関連業務 〇〇.〇〇%
- (4) 調査設計・工事発注関連業務 〇〇.〇〇%
- (5) 工事施工管理等の発注者支援業務 〇〇.〇〇%

- 3 第5条第2項の規定により、本業務の内容について追加又は変更をした業務のうち契約率の定めのないものについては、受注者が算出した当該契約率の定めのない業務に必要な数量に発注者の算出した原価を乗じて得た額（発注者が原価を算出できない場合にあっては、新たに発注者が受注者を含めた2者以上の見積りを取得して決定した金額）とする。

(本業務の技術基準等)

第8条 本業務の遂行に当たって必要となる技術基準、積算基準等（以下「技術基準等」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 別表2に定める以外の技術基準等が必要となる場合は、第三者が定める技術基準等を発注者及び受託者が協議の上採用し、必要な部分を読み替えて使用するものとする。
- 3 技術基準等以外の本業務に必要な事項は、委託契約書に定めるものとする。
- 4 別表2基準、標準仕様書、要領等の欄に掲げる事項に変更が生じた場合は、その変更後の事項によるものとする。ただし、当該変更後の事項を使用すると事業に支障が生じると認められる場合は、発注者と受注者が協議し、変更前の事項を使用することができる。
- 5 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業（以下「本事業」という。）を円滑に推進するために、技術基準等について追加又は削除が必要と認められた場合には、発注者と受注者が協議し、変更することができる。

(工事施工管理等の発注者支援業務)

第9条 受注者は、本業務を円滑に遂行するために、工事施工管理等の発注者支援業務責任者（以下「支援業務責任者」という。）1人を置くとともに、業務実施計画に基づき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める人数の担当技術者を事務所に常駐させるものとする。

- (1) 区画整理担当 2人
 - (2) 工事担当 2人
 - (3) 現場管理担当 1人
- 2 支援業務責任者は、発注者が本事業を適正に運営し推進できるように、本事業を包括的に把握し、事業推進に必要な事項を発注者に報告し、及び提案するものとする。
 - 3 支援業務責任者は、本業務において作成する図書等とは別に、業務実施計画に基づき部門ごとに次に掲げる事項を記載した書面（以下「業務報告書」という。）を月ごとに作成し、発注者に提出するものとする。
 - (1) 実施した業務の内容
 - (2) 発生した問題、その対応、対応の結果その他の必要事項
 - 4 支援業務責任者は、各年度の委託契約の期間満了時においても業務実施計画に定める

業務に継続して処理すべき事項（第1号において「継続事項」という。）がある場合は、次に掲げる項目を記載した書面（以下「引継事項記載書」という。）を発注者に提出するものとする。

(1) 継続事項の実施に当たり留意すべき点

(2) 委託契約の期間満了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

5 発注者は、業務報告書及び引継事項記載書について確認又は承認を行う。この場合において、業務報告書及び引継事項記載書は、工事施工管理等の発注者支援業務の成果物とする。

(交渉等)

第10条 本業務における第三者との交渉及び調整（以下「交渉等」という。）は、発注者が行うものとする。

2 受注者は、損失補償に係る交渉その他の発注者及び受注者の協議により定める交渉等においては、当該協議により定める範囲で発注者に協力しなければならない。

(土地の立入り)

第11条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者、管理者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(再委託)

第12条 受注者は、本業務の一部について、発注者の承諾を得て再委託を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者の協議によりあらかじめ定める簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項の規定により本業務の一部を再委託する場合は、書面により再委託者との契約関係を明確にしておくとともに、適切な指導及び管理の下に再委託した業務を実施しなければならない。

4 受託者は、第1項の規定による再委託者から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規

定する暴力団員及び吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者（以下この条において「暴力団等」という。）に該当しないことを表明させ、書面で発注者に届け出るものとする。この場合において、締結する再委託の契約書に暴力団等排除条項を設ける等、暴力団等を排除するための必要な措置を講じなければならないものとする。

5 受注者は、再委託を行うに当たり前各項に定めるもののほか、下請代金支払遅延等防止法等の関係法令を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 発注者及び受注者は、本業務の履行に関して知り得た相手方の秘密を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等）

第14条 受注者は、本協定により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は継承させることができない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（本協定の解除）

第15条 発注者及び受注者は、誠意を持って本協定に基づく義務を履行するものとし、正当な理由なくして一方的に本協定を解除することはできない。ただし、本協定に定める事項又は委託契約の規定により実施する業務について、相手方に著しい不履行又は不誠実な行為が認められる場合において、その理由を書面により通知し、かつ、通知した日から60日を経過してもなお改善等が確認できないときは、協議の上、解除することができる。

2 前項ただし書の場合において、相手方が協議に応じないときは、当該協議は、行われたものとみなす。

（疑義事項）

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者及び受注者の協議により定め、誠実に対応するものとする。

(準拠法令及び管轄裁判所)

第17条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、発注者の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本協定の成立を証とするため、本書2通を作成し、発注者と受注者の記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 月 日

発注者 吉川市吉川二丁目1番地1

吉川市 市長 中原恵人

受注者 (住所)

(商号又は名称)

(代表者役職氏名)